

交通安全計画について

現在、交通安全の施策に関する下記の計画を作成している。

交通安全計画 [5か年、R3～R7]

交通安全対策基本法第26条により、北九州市が福岡県交通安全計画（以下「県計画」という。）に基づき作成する計画。

【記載内容】 目標値＝令和7年までの交通事故死者数・発生件数、施策の方向性など
(70ページ程度)

交通安全実施計画 [単年度ごと]

交通安全計画の実施計画。市・県・警察・国が実施する施策の取りまとめ。

【記載内容】 前年度の取組実績及び当該年度の実施計画（通学路交通安全対策、高齢者免許返納など）
(100ページ程度)

交通安全対策基本法 改正(令和5年)

交通安全計画、実施計画を

改正前：「作成するよう努める」



改正後：「作成することができる」

※背景：地方分権改革に関する提案（神戸市）

- ・ 県計画で網羅されており、市の計画の必要性が乏しい
- ・ 計画作成の労力を交通安全対策に充てる

※H23までは義務

法改正を踏まえ、今後の作成方針を検討

現在の計画は、情報量が多く
分かりにくい、見てもらえない



今後の作成方針(R8～)

ポイントを絞って
分かり易く、見てもらいやすい
代替の計画を作成

(仮) 交通安全プラン

- ・ A 4 (1枚程度) : 基本理念、重点項目、目標値などを記載 (県計画に基づく)
- ・ A 3 (1枚程度) : 年度ごとの主な取り組みを記載

交通安全対策会議

現在16名で構成

【会長】市長

【委員】国、県、警察、教委、区、小学校、交通安全母の会、PTA、自治会、
商工会議所、保育士会など



今後の方針(R8～)

委員を選定（人数を縮小）して開催

今後のスケジュール

| 年度 | 月 | 内容 |
|---------------|-------|-------------------------|
| R 8 | 4月～7月 | (仮) 交通安全プラン【案】を作成 |
| | 8月 | ・交通安全対策会議で【案】の確認 ・策定 |
| R 9～ R 1 2 | 5月～6月 | 「年度ごとの主な取り組み」のみを作成 |
| | 8月 | 交通安全対策会議 |
| R 1 3～ | | R 8～と同じ作業 |